

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和2年12月22日認可した。

令和2年12月25日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名
さぬき市土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）田辺池地区
香南町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）香南開拓パイロット地区